

写



様式第九号（第十条の六関係）

許可番号 05240004438号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道函館市亀田中野町219番地14

氏 名 株式会社西武建設運輸
代表取締役 岸 寛樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

函館市長 工 藤 壽 樹



許可の年月日 令和2年7月10日

許可の有効年月日 令和7年7月9日

1. 事業の範囲

- 破碎 ①木くず, ②ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(これらのうちガラスくずを除く。), ③がれき類
以上3種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 焼却 ①汚泥, ②廃油, ③廃酸, ④廃アルカリ, ⑤廃プラスチック類, ⑥紙くず,
⑦木くず, ⑧繊維くず, ⑨動植物性残さ, ⑩動物系固形不要物, ⑪ゴムくず,
⑫金属くず, ⑬ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, ⑭動物の死体
以上14種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 埋立 ①燃え殻(判定基準に適合しないものを除く。), ②汚泥(判定基準に適合しないものを除く。), ③廃油(タールピッチ類に限る。), ④廃プラスチック類, ⑤紙くず, ⑥木くず, ⑦繊維くず, ⑧動植物性残さ, ⑨動物系固形不要物, ⑩ゴムくず, ⑪金属くず, ⑫ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, ⑬鉱さい, ⑭がれき類, ⑮動物の死体, ⑯ばいじん(判定基準に適合しないものを除く。), ⑰産業廃棄物を処分するために処理したもの(判定基準に適合しないものを除く。)
以上17種類(特別管理産業廃棄物であるものを除く。), 石綿含有産業廃棄物であるもの, 水銀使用製品産業廃棄物であるもの(水銀回収義務のないものに限る。)を含み, ①燃え殻, ②汚泥, ⑬鉱さい, ⑯ばいじんについては, 水銀含有ばいじん等であるもの(水銀回収義務がないものに限る。)を含む。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

ア 設置場所 函館市亀田中野町219番14の内

設置年月日 平成28年11月30日

処理能力 木くず: 176t/日 (8時間), 22t/時間

第2面へ続く。

許可年月日	平成28年11月9日
許可番号	函産施第28-1号
イ 設置場所	函館市亀田中野町219番15の内
設置年月日	平成17年5月16日
処理能力	がれき類：960t／日（8時間），120t／時間
許可年月日	平成15年10月29日
許可番号	函産施第15-3号（1）
ウ 設置場所	函館市亀田中野町219番15の内
設置年月日	平成17年6月18日
処理能力	がれき類：320t／日（8時間），40t／時間
許可年月日	平成15年10月29日
許可番号	函産施第15-3号（2）
(2) 焼却施設	
設置場所	函館市亀田中野町219番4
設置年月日	平成26年7月31日
処理能力	汚泥：26,064t／日（24時間），1,086t／時間 廃油：20,448t／日（24時間），0,852t／時間 廃プラスチック類 27,504t／日（24時間），1,146t／時間 産業廃棄物（紙くず・木くず専焼時） 60,192t／日（24時間），2,508t／時間 混焼時：51,000t／日（24時間），2,125t／時間
許可年月日	平成25年7月16日
許可番号	函産施第25-1号
(3) 最終処分場	
設置場所	函館市亀田中野町219番4
設置年月日	平成26年7月31日
処理能力	埋立面積 7,200m ² 埋立容量 38,344.2m ³
許可年月日	平成25年7月16日
許可番号	函産施第25-2号

3. 許可の条件 該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成7年7月10日 当初許可年月日

平成16年9月15日 変更許可年月日 木くずの破碎の追加

平成18年7月4日 変更許可年月日 ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（これらのうちガラスくずを除く。）の破碎の追加

平成26年10月7日 変更許可年月日 汚泥，廃油，廃酸，廃アルカリ，廃プラスチック類，紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ，動物系固形不要物，ゴムくず，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず，動物の死体の焼却の追加

写

燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）
汚泥（判定基準に適合しないものを除く。），
廃油（タールピッチ類に限る。），廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。），紙くず，木くず，纖維くず，動植物性残さ，動物系固形不要物，ゴムくず，金属くず，ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず
(石綿含有産業廃棄物を含む。)，鉱さい，
がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)，動物の死体，ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。），産業廃棄物を処分するために処理したもの（判定基準に適合しないものを除く。）の埋立の追加

令和2年7月10日　更新許可年月日（第5回）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無　無

令和3年9月17日　許可証書換え交付（住所の変更）

